

お客様各位

(一財) 富山県建築住宅センター

住宅性能証明書発行業務の料金の改定について（お知らせ）

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当センターにおきましては、これまでの住宅性能表示制度の基準の改正等により、住宅性能証明書発行業務の設計審査及び検査業務の内容が多様化し、これに伴い事務量も増大していることから、この度、下記の通り料金の改定をさせて頂くことと致しました。

何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げますとともに、今後とも適正、迅速な業務運営を図るなど、サービスの充実に努めて参りますので、引き続き当センターをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 改定日

令和5年10月1日

2 改定概要

- ・業務対象とする住宅の種類の変更 ※当センター住宅性能表示制度業務規程に準拠
- ・基準改正等による事務量の増や審査、検査内容の増に伴う料金の見直し等

3 改定額・新設額（下記の住宅の種類のみ）

一戸建ての住宅（住宅の新築又は新築住宅の取得）

（単位：円 ※税込）

証明基準	料 金	
省エネ証明基準	省エネルギー審査が省略できる場合	55,000
	型式住宅部分等製造者認証を取得している場合	45,000
	上記以外	66,000
耐震証明基準	耐震性の図面審査が省略できる場合	66,000
	耐震等級2以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合	53,000
	上記以外	77,000
高齢者配慮証明基準	高齢者等配慮対策の図面審査が省略できる場合	55,000
	上記以外	66,000

※ 「審査が省略できる場合」とは、設計住宅性能評価書（建設住宅性能評価を行わない住宅に限る）、低炭素建築物新築等計画認定書、省エネ住宅ポイント対象住宅証明書又はフラット35S適合証明書等（いずれも省エネ証明基準、耐震証明基準又は高齢者配慮証明基準に適合している場合）を取得している場合並びに住宅証明申請と併せてこれらの申請等がされる場合をいう。